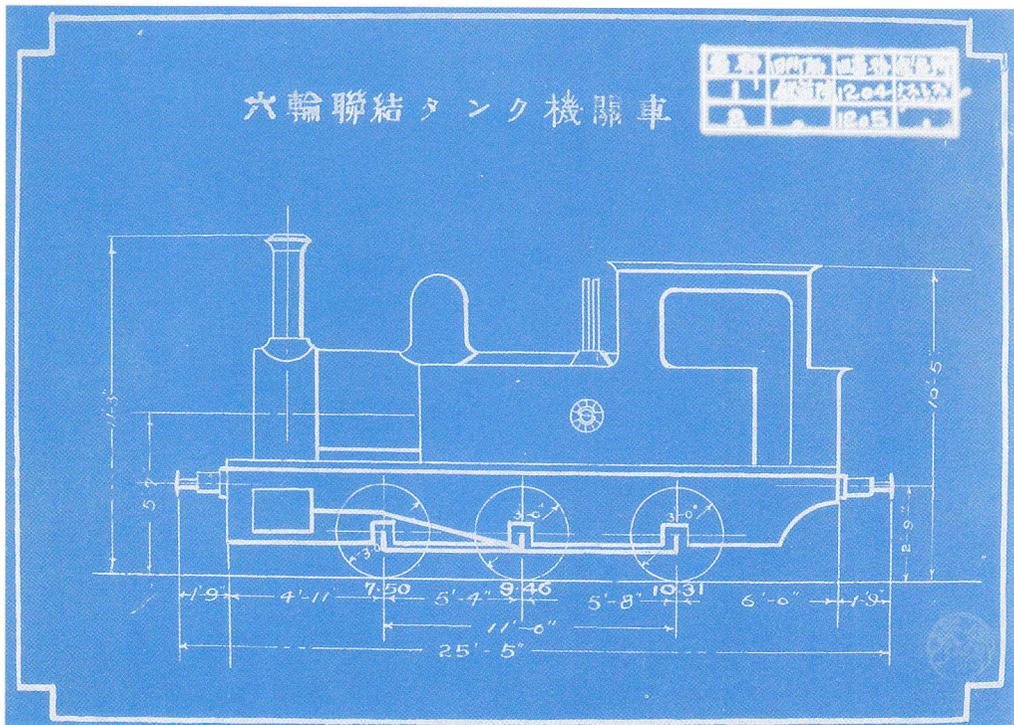


秋田県

# 公文書館だより

第7号 平成9年10月1日



<「横荘鉄道工事関係書類」(6105)より>

## 「横荘ツコ」機関車の青写真

大正四(一九一五)年、内閣総理大臣より横荘鉄道株式会社に対し、横手本荘間の軽便鉄道敷設の認可が与えられた。明治四十三(一九一〇)年の「軽便鉄道法」で私鉄線の敷設手続きが簡略化され、大正期に入ると全国で地方交通の私鉄線が国鉄幹線を補う形で敷設された。横荘鉄道もその時代に登場した私鉄会社である。

敷設認可を受けた後、実際の敷設工事にあたっては、国から工事方法書の認可を受ける必要があった。横荘鉄道株式会社は大正六年三月に路線敷設認可を受けるが、機関車の図面が未確定だったこともあり、翌年七月に工事方法書変更願を提出した。

上の青写真は、七年段階で確定した機関車図面である。機関車は、鉄道院から二輛譲渡された。明治十九(一八八六)年に英国で製造された「ナスマイスウ井ルソン会社」一二〇〇型である。大正の当時としても既に古い型であったが、二号機関車は横荘線で昭和三十四(一九五九)年まで走り続け、沿線の人びとから「横荘ツコ」の愛称で親しまれた。

(公文書課 柴田知彰)

## 県職員の職務利用について

当館に引き継がれた公文書は、完結して三〇年後に歴史資料として公開されます。しかし、引継ぎは保存期間が終了した時点で終わるので、早いもので三年後、遅いものでも十一年後に当館に引き継がれることになっています。引継ぎから二〇〜三〇年をかけて資料整理↓評価選別↓廃棄↓公開非公開の判断↓作成原課との協議という過程を経て公開することになっていますが、その間に県職員が職務のために過去の公文書を参照したいということが考えられます。そのケースに対応するために、当館では「県職員公文書閲覧借用要綱」を定めて、県職員が職務のために当館の未公開公文書を閲覧借用することを認めています。

本来は保存期間が終了して廃棄されるはずの公文書が、当館に保存されているということで、県職員にとっては大きなメリットとい



引継公文書の配架状況

えるでしょう。例えば、河川の工事をするために過去の権利関係調べてみる、さまざまな申請に伴う過去の条例を確認する、公文書の公開請求のために過去の文書を探す、といった職務の利用のためにほぼ毎日のように県職員が当館を訪れ、文書を閲覧借用していきます（中には文書が見つからない場合もあります）。そこで今回は、当館をよく職務で利用する県

職員から、「利用者の声」をきいてみました。

本庁の河川課の管理担当主事の佐藤重任さんは、当館の利用について次のように言っています。

「土木事務所用地課もしくは土木部河川課には、過去の行政行為によって自らの権利が侵害されているのではないかと疑いをもつ方が訪ねて来られることがあります。このような申し出があつたとき、まずしなくてはならないことは、『事実』を調査確認することです。この過程の中で、申し出が誤解であることが明らかになれば、この誤解を解くための資料を用意しなくてはなりません。どれほど誠実な言葉よりも、事実を示す書類の方が他人を説得することを多くの人が知っています。公文書館には、私たちの目的を果たすために必要な公文書が、補綴され体系づけられて保存されています。このように私たちは、土木行政への疑いをもつ方々の誤解を解くために、公文書館を利用しています。」

河川課は土木部内の課であり、工事関係の書類の中で権利関係の文書などは、永年保存として当館

に保存されています。実際に工事を担当する地方部の土木事務所でも事情は同じで、秋田土木事務所管理担当の佐藤智仁さんも、「仕事に必要な書類を探しに行くが、きちんと分けられており古い資料がほとんど残っているのに、それを利用して大変便利である」と言っています。

当館が公文書を引き継いでいるのは、知事部局のすべての機関からであり、地理的に当館に近い本庁の職員だけでなく、地方機関の職員も職務のために当館を利用しています。

未公開資料の閲覧利用が県職員にのみ認められているのは、一般利用者にはない特権ではないかという考えもあるかもしれませんが、あくまでも利用対象は「所属課所がその事務を所管している公文書」で、利用目的も「職務上」に限られています。県職員であつても個人的に利用するときは一般利用者と同じということになります。また、未公開資料について、公文書公開条例による請求で一般にも利用できることになっています。

（公文書課）

## 資料紹介

# 秋田県議会議録の 写真帳について

平成七年度に秋田県布達集（秋田県立図書館蔵）のマイクログ撮影を行い、前年の秋田県史料（国立公文書館蔵）及び秋田県布達集に続く、秋田県近代史の基礎資料と考えられる資料群の複製本化の計画を検討した。

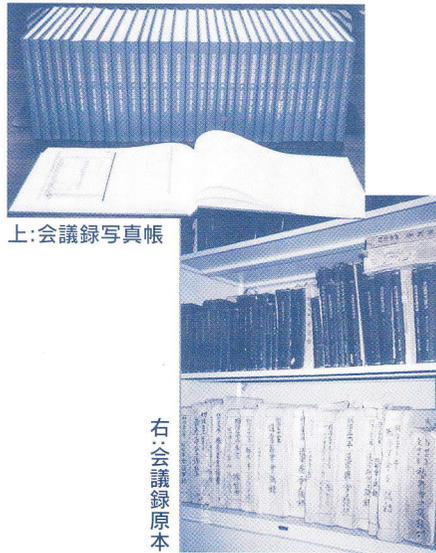
館職員のひとりがかつて学校史編纂のために県議会の会議録を利用した際に、議会事務局に明治初年以來の会議録がすべて揃っており、研究目的以外の一般の利用ができない状況であることがわかった。他機関では、秋田県立図書館が所蔵している会議録は、昭和二十年以前は二二冊（明治二冊、大正一四冊、昭和六冊）のみであり、明治のものはほとんど見ることができない。当館では県庁から引き継いだ公文書の中に、県議会に関する簿冊二一四冊、県参事会に関する簿冊九九冊を所蔵しているが、会議録は昭和二年のものが三分冊、

大正四年の県参事会会議録が一冊あるのみである。なお、県議会に関する刊行本として『秋田縣政史』上下巻（秋田県議会編、昭和三十、三十一年発行）がある。

以上の状況から、平成八年度のマイクログ撮影事業として、県議会会議録の撮影をすることにし、予備調査として、平成八年三月から四月にかけて、平成七年度分までの県議会議録の目録作成を行う

た。その結果、手書きの原本と印刷物、印刷物どうしの重複を含めて五六六冊の会議録を確認した。昭和二十年までの分で四六四冊であった。その後、参事会会議録は手書きであり朱筆による訂正があるため、公開はできない旨が議会事務局より言い渡され、印刷された刊行物のみを公開ということになった。マイクログ撮影は昭和二十年までの刊行物のみを対象とすることとし、資料借用は平成八年七月二日から十一月一日まで、全部で二一八冊であった。

マイクログ撮影は七月から八月にかけて行われ、撮影冊数一七〇冊（重複を除いた議会事務局のもの一六九冊と議会事務局にはなかった県立図書館所蔵の明治十一年の会議録一冊）、リール数四五巻、撮影コマ数四九二六五コマであった。この会議録は歴史資料として貴重であり、全巻揃って閲覧できるところはない



右: 会議録原本

ので、一般の利用ができる形で提供すべきという考えで、今年度の予算により写真帳にすることにした。このたび、明治十一年から昭和二十年までの全三九二冊ができ、閲覧室の低書架に配架した。

会議録の資料名は議事録・決議録・会議日誌等さまざまであるが、現在使われている正式名称である「秋田県議会議録」を資料群の名称とした。

秋田県議会議録は、既に複製本が配架済みの秋田県史料、秋田県布達集、秋田縣報とともに、明治期から昭和戦前の県政を知る上で最も基礎的な資料であり、他の複製本と同様に電子複写ができるので、一般の人々の多くの利用を期待したい。

なお、資料全体の内容等について目録を作成し利用の便を図った。内容的には不備な点もあろうかと思われるが、資料群全体の解題を手がけるまで、ご了承願いたい。

最後に、原本の撮影及び一般利用を許可された県議会事務局及び秋田県立図書館に感謝の意を表したい。

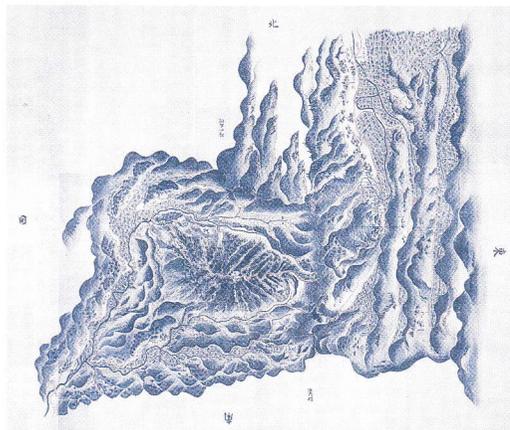
（公文書課 佐藤 隆）

## 境争論と「裁許絵図」

近世を通じて、全国の村々々では入会・境界など土地をめぐる争論が頻繁に展開された。そして、その争論の行方は村落に大きな影響を与えた。なかでも藩境を対象とした争論は、当該村落に限らず藩全体にその影響を及ぼした。例えば、秋田藩と南部藩との間に生じた境争論は、論地である山野が森林資源・鉱産資源などを豊富に抱えるため、その帰属が両藩にとって大きな問題となった。秋田藩は、この南部藩との境争論のほかに、隣接する諸藩との間に数々の境争論を展開した。これらの境争論は、いずれも幕府の裁決をうけて一応の決着をみる。このとき「裁許絵図」といわれる史料が作成されたと考えられる。

裁許絵図とは、論地の絵図上に裁決で定められた境界線を墨書し、裏面に裁決内容を記したものである。藩境や郡境の裁許絵図には、

近世を通じて、全国の村々々では入会・境界など土地をめぐる争論が頻繁に展開された。そして、その争論の行方は村落に大きな影響を与えた。なかでも藩境を対象とした争論は、当該村落に限らず藩全体にその影響を及ぼした。例えば、秋田藩と南部藩との間に生じた境争論は、論地である山野が森林資源・鉱産資源などを豊富に抱えるため、その帰属が両藩にとって大きな問題となった。秋田藩は、この南部藩との境争論のほかに、隣接する諸藩との間に数々の境争論を展開した。これらの境争論は、いずれも幕府の裁決をうけて一応の決着をみる。このとき「裁許絵図」といわれる史料が作成されたと考えられる。



「八沢木村羽広村争論裁許絵図」(元禄13年)  
(県C-320-2) (296cm × 370cm)

当時の幕府の三奉行の連印のほか、老中の加印も必要とされた。当館には、この裁許絵図と思われる史料が数点所蔵されている。ここでは、保呂羽山争論とその裁許絵図をとりあげる。

争論の舞台は、秋田藩領の八沢木村と亀田藩領の羽広村との間に位置する保呂羽山麓である。『国

典類抄』軍部「御境目」によると、貞享二年(一六八五)の秋田役人の境検分をはじめ、元禄期にかけて保呂羽山境についての両藩による交渉の動きが確認できる。しかし両藩の交渉は進まず、元禄十三年八月、幕府から久保田長五郎、須田三郎右衛門の二名が検使として派遣された。彼らによる実地検分をふまえ、十二月に幕府評定所より裁決が下されたのである。

このとき作成された裁許絵図の裏書によると、保呂羽山一帯は八沢木村内、つまり秋田藩領に属することとなった。裁決は秋田藩に有利となったようである。ただし、保呂羽山頂の波宇志別神社の神主職については、羽広村などの他村よりその職を勤める者への妨げが禁じられている。境争論に信仰の問題が含まれている点も、この保呂羽山争論の特徴のひとつといえる。

しかし、この争論は裁許後も続く。元禄十五年には、坂部村の帰属に関して八沢木、羽広両村は

主な藩境争論と裁許絵図

| 争論名     | 関連村名(藩名)                     | 裁許絵図<br>史料整理記号・番号<br>年月日                |
|---------|------------------------------|---|
| 強地境争論   | 強首・九升田(秋田)<br>宿村(矢島)江原田(亀田)  | 県C-62(原本) ほか写あり<br>寛文12年(1672)11月12日    |
| 藪山谷地争論  | 寺館尻引(秋田・矢島)<br>北野目(亀田)大沢(矢島) | 県C-140(原本) ほか写あり<br>寛文12年(1672)11月12日   |
| 南部秋田境争論 | 花輪・毛馬内(南部)<br>十二所・沢尻(秋田)ほか   | 県C-344(原本) ほか写あり<br>延宝5年(1677)6月4日      |
| 八地掛境争論  | 峰吉川・寺館尻引(秋田)<br>寺館尻引(矢島)     | 県C-48(写) ほか<br>延宝8年(1680)12月22日         |
| 保呂羽山争論  | 八沢木(秋田)<br>羽広(亀田)            | 県C-320-2(原本) ほか写あり<br>元禄13年(1700)12月12日 |

貴重文書書庫収蔵資料の概要

佐竹文庫(宗家)

当館所蔵資料の内、秋田藩が作成・収集した資料は、伝来の過程から分類すると、次のⅠ～Ⅳのようになる。

- Ⅰ 藩↓秋田県
  - Ⅱ 藩↓秋田県↓秋田図書館
  - Ⅲ 藩↓佐竹家↓秋田図書館
  - Ⅳ 藩↓個人↓秋田図書館
- 明治二年、最後の藩主であった



「国典類抄」(原本)の一部

佐竹義堯が久保田知藩事に任命され、城内にあった資料が、佐竹一家に関するものと行政関係とに分けられ、佐竹氏に関するものは佐竹家に引き継がれたという。

行政関係と判断されたものは、秋田県に引き継がれ(「たより」5号参照)、佐竹家に引き継がれたものうち、一部は昭和十七年に小林昌治氏に譲られ(現千秋文庫蔵)、秋田市千秋公園内の佐竹別邸にあった資料が、昭和二十六年秋田図書館に寄贈された。この文書群が秋田図書館によって「佐竹文庫(宗家)」として整理され(請求記号AS)、平成五年に当館に移管された。

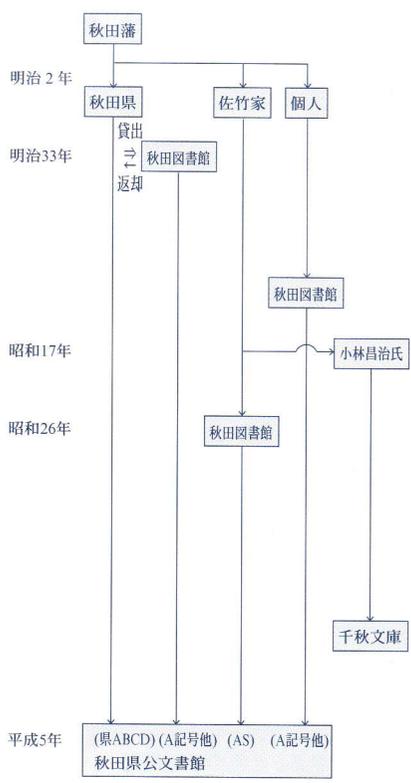
秋田図書館では、日本十進法分類に基く同館の郷土資料分類基準により整理した。当館でも利用者の便宜を優先させ、現段階ではこの整理記号・番号で閲覧に供している。

「佐竹文庫」には約六千件の資料がおさめられているが、藩政期の基本資料が数多く含まれている。有職故実・儀式典札に関するものうち、「国典類抄」は秋田図書館時代に翻刻・刊行された。

利用頻度の高い系図・家譜・由緒書・伝記等は、佐竹氏に関するものだけでなく、藩士のももの一部含まれている。このうち「佐竹家譜」は故原武男氏により刊行された(東洋書院)。また九代藩主佐竹義和の家譜と同時に編纂された「御龜鑑」は、秋田図書館と当館により刊行されている。なお、「秋田藩家蔵文書」は「佐竹文庫」には含まれていないが(伝来過程

Ⅱ)、その成立過程を知るうえで重要な「被仰渡控帳」はこの文庫におさめられている。藩の政治に関わるものとして、幕府との往復文書類が多数あり、このなかには「領知判物写」や「国目付下向記録」等が含まれている。また、幕末に家老をつとめた宇都宮孟綱の日記もある(翻刻済、未刊行)。

若君・姫君の誕生記録など、佐竹家の冠婚葬祭に関わる資料も多数含まれている。明治期に佐竹家に引き継がれたという「佐竹文庫」の文書群としての特徴がよくあらわれているといえよう。(古文書課 伊藤 勝美)



企画  
紹介

# 県庁文書で見る秋田の鉄道史

前期 八月二十六日～九月二十四日  
後期 十月二十八日～十一月十四日

今年秋田新幹線が開通し、奥羽線開通以来とも言える県内交通の一大画期を迎えました。県内では三月の新幹線開通以来、鉄道に関する様々な企画や催し物が行われました。公文書館でも、県民の皆様への関心の高まりを考え、企画展で鉄道関係の県庁文書を公開いたしました。

展示した県庁文書は、秋田で初めて鉄道会社が計画された明治二十年前後から、主な路線がほぼ敷設された大正末までのものです。展示は後期もありますので、「古きをたずねて新しきを知る」といった感覚で見ただければ幸いです。さて、今回の企画展では二つの実験的試みを行ってみました。一つの試みは、公文書館の展示の独自色、特徴を強く出したことです。公文書館の鉄



幻の私鉄計画のパネル

道展示は、利用者への一助として収蔵の鉄道関係文書の概要を適切に紹介することが目的です。当館が収蔵する鉄道関係の県庁文書は、土木行政分野で作成されたものが大部分でした。そこで今回は、それらを一つのグループ・史料群と考え、作成部課の組織を明らかにして展示紹介する構成をとりました。もう一つの試みは、できる限り柔らかく親しみやすい展示表現を心掛けたことです。展示室に偶然に足を踏み入れた方でも、関心を持って見ていただけるよう、イラ

ストを入れ、字体も工夫し、またパネルの色もパステル調にしてみました。従来の展示からすれば、かなりの冒険でしたが、お客様の反応は概ね好評だったようです。

メインの三つの鉄道展示コーナーに即して概要を簡単に説明しましょう。「奥羽線の夜明け前」では、明治二十年に県の後押しで計画された秋田鉄道会社に関する文書を紹介しました。

「奥羽線の建設と私鉄」では、明治二十五年の鉄道敷設法で奥羽線の建設が決定してから、三十八年に奥羽線が全線開通するまでの期間を扱いました。沿線町村の路線誘致、路線工事請け負いの土建業者への国道使用許可などに関する文書を紹介しました。また、奥羽線との連絡を目的とした私鉄会社に関する文書も貴重なものです。

「支線の建設と鉄道輸送」では、明治三十八年の奥羽線全通後を扱いました。船川線や羽越線などの官設鉄道、県北の秋田鉄道や県南の横荘鉄道など私設鉄道の建設が具体化した時代です。また、小坂や花岡鉦山の鉦業専用鉄道、山奥



前期展示期間中の観覧者

から原木を運び出す森林鉄道などに関する文書も展示しました。鉄道展示コーナーの後には、公文書館の文書引き継ぎと保存、また、公文書館の役割についての解説のコーナーを設けました。鉄道関係を含む貴重な県庁文書がなぜ保存されてきたのかを説明し、公文書館の重要性について、一般に理解を広めることが目的でした。今回の企画展は、開催前に展示文書の一つが「幻の馬車鉄道」として新聞に報道されたこともあり、鉄道研究家の方も含め多くの方に関心を持ってもらいました。

(公文書課 柴田彰彰)

資料保存施設をたずねて

## 金浦町教育委員会

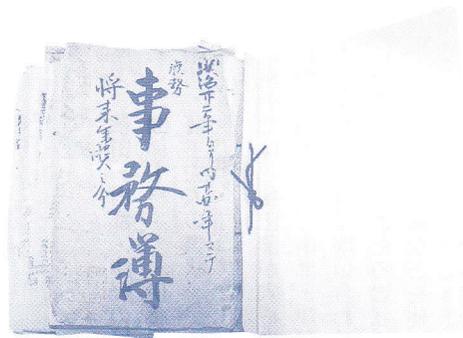
由利郡金浦町金浦字南金浦四九一

金浦町には、明治二十二年金浦村が成立してから昭和二十年に至るまでの公文書（金浦町役場所蔵公文書）が保管されています。平成六年三月、この文書が役場から教育委員会に移管されました。

文書の内容は事務簿・議事録・決裁簿等であり、整理番号は一番から一九一番まで、冊数にして二百冊余りになります。それらの史料は町史に関わる重要なものであり、目下執筆中の「金浦町史」下巻の編纂にも役立つています（上巻は平成二年度に刊行）。史料はファイルに分類されロッカーに保存されています。書庫を見せてもらいましたが、狭いスペースながら史料が整然と並んでいました。

公文書の保存については、特に戦前ものなど劣悪な紙に書かれたものが多く、それだけ史料の劣化等難しい問題を抱えているといえます。また膨大な史料の中から

どの史料を後代に残すべきか、いわゆる史料の選別の問題も避けて通れません。これらの問題について当館も共に考えていきたいと思っています。



紙製のファイルに整理された史料

一 昨年、「市町村史料保存に関する実務担当者会議」を引き継ぐ形で、六月二十四日、当館多目的ホールを会場に「市町村史料保存機関連絡協議会」が開催されました。

この協議会は市町村行政機関の古文書を含む文化財の保存に関わる職員、市町村史料保存利用施設の実務担当者、市町村史編纂室の史料収集や整理等に関わる実務担当者を対象にしたもので、県内三十一市町村から三十二名が参加しました。会議の概要は次のとおりです。

一、情報提供

「史料の整理・保存について」  
煙山英俊

当館職員により、史料の整理・保存を行うときの基本やポイント、史料を取り扱う際の諸注意について、スライドを交えながら説明しました（七十五分）。

二、全体協議

テーマ①「市町村史刊行とその

後の状況について」

各市町村の状況や問題点等を参加者全員から出してもらいました。市町村史編纂の際せっかく集めた史料もその後の所在がはつきりしなくなつた事例、史料の保管場所に苦慮している事例、古文書を読める人が少なく史料整理が進まない事例等、担当者が現場で抱える問題の多様さに驚きました。担当者どうしが情報交換をする場が少ないこともあり、このような機会を積極的に活用してほしいと思います。

テーマ②「今後の当会の運営の仕方について」

主に当会の組織化について話し合いました。具体的には組織化を望む意見が多く、具体的な進め方が話題になりました。当館としても今回出された意見を参考に検討を進めることにしています

（テーマ①、②とも八十分）。

## 市町村史料保存機関連絡協議会報告

六月二十四日（火）

# 古文書解読講座報告

本年度の古文書解読講座を、八月五・六日の両日、当館多目的ホールを会場として開催しました。

この講座は、古文書解読を通して歴史の実証的な研究方法を学ぶことを講座の目的として、開館以来毎年開講しているものです。当日は初心者からベテランの方まで四六名が出席されました。

講座内容（両日とも同内容）は以下の通りです。



講座① 秋田・南部・津軽の境目

関係史料 伊藤勝美

講座② 藩主夫人の書状

柴田次雄

講座①では、秋田藩が穴戸に転封した秋田実季に、南部・津軽藩領との境目について問い合わせた事に対する返答にあたる書状を取り上げました。絵図などを使いながら、史料が比較的少ない近世初頭の秋田に光を当てる取り組みを紹介しました。

また講座②では、秋田藩二代藩主佐竹義隆の正室であった光聚院の手紙を教材として、仮名文字の解読方法を学ぶと共に、藩政を陰から支えた女性たちを通して、様々な角度から歴史を捉えてみることの意義を考えました。

当館では、今後も受講者の期待に応えられるよう、一層充実した講座にしていきたいと考えております。

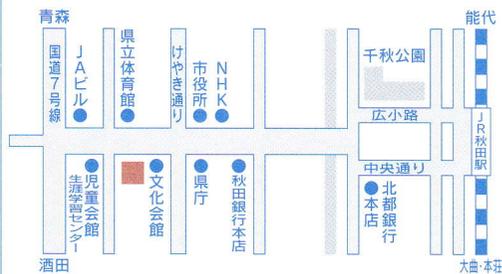
## 公文書館利用案内

### ○開館時間

平日 9:00～19:00  
土・日曜日 9:00～17:00

### ○休館日

- ・国民の祝日及び振替休日
- ・月曜日（毎月第3日曜日の翌日除く）
- ・毎月第3日曜日
- ・資料整理日（月の初日）
- ・特別整理期間（8月～10月中の15日間）
- ・年末年始（12月28日～1月3日）



## ◆編集後記◆

今号では、利用者の声の「番外編」として県庁職員の職務利用の状況を紹介してみました。公文書館の役割には、このような一面もあることをお知り載ければ幸いです。また、一般に閲覧利用できる資料の紹介としても充実した紙面内容になったと思います。（柴）

ります。いつでも同質の情報を取り出せるように史料を整理・保存するのが当館の使命です。（煙）

### 公文書館だより 第七号

平成九年十月一日発行  
編集発行 秋田県公文書館  
（表紙題字 寿松木 毅）  
〒〇一〇

秋田市山王新町一四―三二  
☎（〇一八八）六六一八三〇―  
印刷 太陽印刷株式会社